新潟市・巻町合併問題協議会規約

(設置)

第1条 新潟市及び巻町(以下「両市町」という。)は,合併に関する諸問題について協議 を行うため,新潟市・巻町合併問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の任務)

- 第2条 協議会は,次に掲げる任務を行う。
 - (1) 両市町の合併に関する協議
 - (2) 両市町の合併後の建設計画に関する協議
 - (3) その他合併に関し必要な事項の協議

(組織)

- 第3条 協議会は,次の委員をもって組織する。
 - (1) 両市町の長及び新潟市の担当助役
 - (2) 両市町の議会の議長
 - (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ推薦した当該議会の議員
 - (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長には新潟市長を,副会長には巻町長及び両市町の議会議長をもって充てる。
- 3 会長は,協議会を代表し,会務を掌理する。
- 4 副会長は,会長を補佐する。

(会長の職務代理)

第 5 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは,会長があらかじめ指名した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係職員の出席)

第7条 会長は,必要に応じて両市町の職員が会議に出席し,説明することを求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務局は,新潟市に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第9条 協議会の予算は,別に定める。

(監査)

第10条 協議会の出納の監査は、会長が両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第11条 協議会の財務に関しては,新潟市の財務に関する手続きの例による。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

R/d EI

この規約は,平成16年10月18日から施行する。